

（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業 入札説明書等に関する質問および意見（第2回）への回答

- ・（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業に関する質問および意見（第2回）への回答を次のとおり公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(加)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	各種基準・指針等	10	第1	8	(3)					P-6「8. 法令、基準等」において「各種基準、指針等について本事業の要求水準と照合の上適宜参考にすること」とあります。P-10の「滋賀県建設工事共同企業体運用基準」がありますが、本事業はPFI事業であり建設業務についてはSPCから各構成企業、協力企業への発注となるため、建設業務を共同企業体で行う場合の構成員の最低出資比率の運用につきましては同上運用基準の「第6」を参考にしつつもこれに依らず構成員間で任意に決定して良いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	業務責任者の配置	11	第1	11	(3)	ア				統括責任者は維持管理期間において本施設に常駐となっております。統括責任者は同時期に兼務可能とのことですが開館準備業務責任者と文化観光等業務責任者を兼務している場合、勤務シフト等により業務に従事しない時間帯に配置する「責任者代理」をどのように定めたら良いかご教示ください。 例えば、代表企業または兼務業務を担当する構成企業又は協力企業から任意の者を選定して良い。あるいは兼務業務以外となる維持管理業務の責任者又は当該業務を担う構成員又は協力企業から任意の者の配置が可能等。	事業者または各業務を担う企業が直接雇用する正社員であり、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できることを前提に、例示についてはいずれも可とします。
3	事業期間終了時の措置等 基本的な考え方	17	第1	14	(1)					事業期間終了時の基本的な考え方として、「性能および機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする」とありますが、この考え方は事業終了時だけでなく、事業期間中の要求水準の考え方にも当てはまると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					「・来館者のエントランスは・・・参照すること」とありますが、これは、西・北側のエントランス面積を同じくらいの広さで確保するという解釈で良いのでしょうか。 また、バリアフリーを完備とは、西・北側双方へのバリアフリーに対する考え方を考慮ということでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
5	意匠計画	33	第2	2	(2)	ウ				「・滋賀の歴史・文化的背景を踏まえ、・・・を検討すること。」とありますが、検討の未活用しなくても評価への影響は無いとの理解でよろしいでしょうか。	評価に関する事項には回答しません。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
6	内装計画	34	第2	2	(2)	オ				収蔵庫内の内壁材には機密性能・吸放湿性能に優れた収蔵庫用の調湿パネルを使用することとあります。また、要求水準書付属資料15 壁面ケース・移動ケースにつきましても「内装は収蔵庫と同じ工法を採用し、「不透湿下地板+無機質系中性調湿板+平織布クロス（美術館・博物館専用）又は同等以上の仕様」とあります。県にてご検討されたメーカーや製品名を具体的にご示しいただけますでしょうか。	想定はありませんので事業者でご提案ください。
7	収集・保管部門 (収蔵庫全般)	43	第2	2	(5)	ア				諸室の面積に関して、1,500㎡以上確保すべきは、収蔵庫1,2,3の合計面積であり、前室を含まないものという理解でよろしいでしょうか。「入札説明書等に関する質問(第1回)への回答」No.70において、「収蔵庫全般」には収蔵庫1,2,3に加えて各前室を含むとありますが、付属資料4諸室リストにおいては収蔵庫共通で1,500㎡以上となっておりますので、念のためご教示ください。	ご理解のとおり、要求面積1,500㎡の中に前室は含みません。収蔵庫1、収蔵庫2、収蔵庫3の面積の合計を1,500㎡以上としてください。
8	収集・保管部門 (収蔵庫全般)	43	第2	2	(5)	ア				収蔵庫1,2,3の合計で1,500㎡以上必要であり、各収蔵庫の規模は95%以上105%以下の範囲で計画しても差し支えないという理解でよろしいでしょうか。要求水準書の諸室欄にある「1,500㎡以上」という記載に限っては、収蔵庫1,2,3に限るものであり、また諸室面積を「95%以上105%以下」については面積の指定のある諸室すべてが対象であると認識しております。	ご理解のとおりです。
9	収集・保管部門 (収蔵庫全般)	43	第2	2	(5)	ア				将来的な収蔵品の増加を見据えるに際し、特に増加が見込まれそうな収蔵品の種別(彫刻、工芸品、絵画・古文書等)などはございますでしょうか。収蔵庫諸室を95%以上105%以下および合計1,500㎡以上で計画するにあたり、各収蔵庫の規模の計画に反映したいため、ご教示ください。	すべてのジャンルが増加することが想定されますが、特に彫刻が多くのスペースをとる可能性があります。
10	収集・保管部門 (文化財緊急保管庫)	47	第2	2	(5)	ア				文化財緊急保管庫の扉の仕様について、「内側に内扉を設け」とありますが、必要な性能や仕様等ございますでしょうか。	特に想定していませんが、収蔵庫扉開放時などに対応するため、一般的に収蔵庫内に設置されている引戸等で構いません。
11	収集・保管部門 (文化財緊急保管庫)	47	第2	2	(5)	ア				文化財緊急保管庫の空調方式について、指定の空調方式(パッケージエアコン+除湿器)を用いた場合は、一般に制御精度が劣るため、温度および湿度の制御幅を±2℃、±10℃程度まで緩和してよいでしょうか。	可とします。要求水準書付属資料4 諸室リストを修正します。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(加)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
12	収集・保管部門 (燻製室)	48	第2	2	(5)	ア				「テント燻蒸を想定するため、燻蒸庫は設けない。」とありますが、テント燻蒸の手配・実施は県が行い、テント燻蒸に係るテント、薬剤等の費用は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	燻蒸作業はすべて県業務となります。
13	展示部門 (展示室全般)	50	第2	2	(5)	イ				3月1日付要求水準の変更箇所で「騒音・振動が発生する可能性のある設備機器や機械室等は、展示室の同階もしくは上階に隣接して配置しない」とありますが、①同階でも廊下や諸室を隔て配置されている場合、②展示室の直上でない場合の双方につき要求水準を満たしていることになるとの理解でよろしいでしょうか。	①②ともご理解のとおりです。隣接しているとは、展示室の壁もしくは天井に、機械室の壁もしくは床が直接面している計画のことを指します。
14	情報発信・交流部門 (研修室)	54				エ				研修室を可動壁で2分割した際、手洗い場についてはそれぞれに1ずつ設置されている必要はございますでしょうか。	どちらか一方に設置されていれば問題ありません。
15	利用者サービス部門 (エントランスホール)	55	第2	2	(5)	オ				エントランスホール欄に「・来館者が快適に過ごせるように、休憩スペースを設置する。」「・団体客の来館にも十分対応できる滞留スペースを計画する。」とありますが、これは、この両スペースを設ける (確保する) というのでしょうか。	休憩スペースと滞留スペースは兼用しても問題ありません。両方の機能を満足させる計画としてください。
16	利用者サービス部門 (カフェ)	55	第2	2	(5)	オ				カフェの座席区画について、指定管理業務区画との共用部として面積をカウントすることは可能でしょうか。	カフェの対象面積の考え方は、競争的対話の実施結果No. 25をご参照ください。
17	利用者サービス部門 (エントランスホール)	55	第2	2	(5)	オ				コインロッカーをキャリーバッグ等大型荷物も預けられる計画とした場合、クロークとコインロッカーを兼ねてもよろしいでしょうか。コート類の預かりも必要でしょうか。	クロークとコインロッカーの兼用は問題ありません。万一、コインロッカーが満杯となった場合に備えて、総合インフォメーションで荷物やコート類の一時預かりができるようにしてください。
18	利用者サービス部門 (利用者動線)	56	第2	2	(5)	オ				利用者動線欄に「・1階利用者の導線と展示利用者の導線が著しく交錯しないなど、利用者が快適に利用できるよう、分かりやすい導線計画とすること。」とありますが、これは、西・北側の各エントランスから双方への”分かりやすい” 何らかの型を考慮するという考えでしょうか。	独立した導線を設ける必要はありません。行き先の異なる利用者が、それぞれの目的地に対してスムーズに移動できるよう動線計画やサイン計画の工夫を求めたものです。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
19	管理部門（倉庫）	58	第2	2	(5)	カ				収納する「図録・チラシ等印刷物」「公文書」のボリューム（ファイルメーター）をご提示ください。	提示できる情報はありません。
20	各種許認可申請手続	62	第2	3	(3)	ア	(ウ)			計画通知ではなく、確認申請という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	効率的かつ経済的な維持管理	73	第3	1	(1)	ウ				「効率的かつ経済的な維持管理」とは、移転支援業務の中で具体的にどんなことを想定していますでしょうか。	ご提案によります。
22	開館時間	79	第4	1	(3)	イ				『・・・県の承諾を得て上記の設定時間を超過して開館することができる。』との記載がありますが、施設貸出業務等に関して設定時間を超過して実施する場合、貴県の承諾が必要となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	運転・監視	83	第4	2			(イ)			設備員常駐ポストの必須資格は、第三種電気主任技術者、または甲種防火管理者とありますが、どちらか一方を保有していれば条件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	施設等の修繕・更新	84	第4	2	(2)	イ		①		①施設等の修繕・更新についてですが、収蔵庫の空調については365日運転になると思いますが、電気式蒸気加湿器のシリンダー劣化による交換等は年2回ほど必要になると想定されます。こういった設備の劣化でも毎年1回以上必要となるものは計画修繕と計画外修繕のどちらで見るとのでしょうか。	計画的に実施するものは計画修繕としてお見込みください。
25	定期清掃	86	第4	2	(3)	イ	表中	②		定期清掃の対象で、日常清掃できない箇所との記載がございしますが、「付属資料4 諸室リスト」に定めるセキュリティレベル4の諸室は実施しなくてよいとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	定期清掃	86	第4	2	(3)	イ	表中	②		滋賀県立琵琶湖文化館の閉館前直近3年間の廃棄物量(〇〇Kg・年)の実績をご教示ください。	平成17年～平成19年の当該資料は不存在でしたので、試算のうえご提案ください。
27	定期清掃	86	第4	2	(3)	イ	表中	②		滋賀県立琵琶湖文化館の閉館前直近3年間の衛生消耗品(トイレットペーパー〇〇個/年、水石鹸〇〇l/年等)の実績をご教示ください。	平成17年～平成19年の当該資料は不存在でしたので、試算のうえご提案ください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
28	日常清掃・定期清掃業務実施	88	第4	2	(3)	エ	(ウ)			「できる限り来館者および職員の妨げにならないように実施すること」「来館者の利用に供する部分における業務実施は原則として閉館時間に行うこと」とありますが、職員の妨げにならないよう具体的な時間指定箇所はございますか。特に、「収集部門」のうち、「付属資料4 諸室リスト」に定めるセキュリティレベル4の諸室以外や、「調査・研究部門」「管理部門」にあたって、日中でも作業は可能でしょうか。	前段については時間指定はありません。後段は可とします。
29	環境衛生管理業務業務内容	89	第4	2	(4)	イ				「スタジオ、調査・修復室」は、諸室リストの「空気清浄度」レベル2にあたる諸室ですが、空気環境測定及びIPM業務は、事業者の実施になりますでしょうか。「空気清浄度」レベル2の「展示室」が県の実施となっている為、分けている意図を確認させて下さい。	ご理解のとおりです。意図は文化財の恒常的な有無です。
30	環境衛生管理業務要求事項業務実施	90	第4	2	(4)	エ	(ウ)			建築物衛生法に規定される「建築物環境衛生管理基準」による環境測定のみを事業者が行えばよいという認識でよろしいでしょうか。	環境測定のみではなく、環境衛生管理を行うことを求めています。
31	利用料金の取扱い	98	第5	1	(4)	イ				音声ガイド等貸出品の利用料金について他館ではデポジット制を採用している例がございます。音声ガイドの利用料金は県の収入となっておりますが、盗難防止等の観点からデポジット制を提案することは可能でしょうか。	可とします。
32	近江の文化財周遊プログラムの企画	99	第5	2	(1)	ウ	(ア)			「・企画した周遊プログラムについては、旅行業法に抵触しない範囲でできるよう、手法も含めて提案すること。」と記載がありますが、旅行業者の資格がある場合には、旅行業者の行う範囲を見込んで企画を行ってもよろしいでしょうか。	企画の実施は事業者の業務範囲外です。なお、提案により実施者に旅行業法の許可を前提とする企画を行うことは妨げませんが、要求水準書に示す年間2種類の周遊プログラムには含まないものとします。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
33	WEB業務 要求事項	101	第5	2	(2)	ウ				WEB業務における「展覧会等の県の実施する業務については県が提供した情報を基に情報コンテンツを作成する」や「県が提供するコンテンツを用いてオンライン展示を行う」につきまして、常駐もしくは非常駐の担当者が公開までに十分作業完了できるよう、ある程度余裕をもって事前に情報やコンテンツが提供されるものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	多言語案内	109				ウ	(ア)	①		多言語化を行う場合は文化財などのライティング経験がある・・・とありますがこちらは常駐である必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	電話対応	110				ウ	(ア)	②	b	「主要外国語（英語・中国語・韓国語を必須とする）による電話に対しても、簡単な対応ができる計画」とありますが、翻訳機などでの対応は可能との理解でよろしいでしょうか。	円滑なコミュニケーションが図られることを前提に可とします。
36	利用者対応	110	第5	2	(6)	ウ	(ア)			総合案内や電話対応・看視などの利用者対応業務につきまして、人数や電話を3コール以内で対応するよう努めるなどの要求水準となっておりますが、シフト制によって昼休みを取得するなど一時的な減員を除き、一日の基本ポスト数として水準を満たせる計画という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	来館者看視・対応	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	③		利用者の観覧料および音声ガイド等貸出品の利用料金の收受業務を展示室周辺に設置した音声ガイド端末の貸出ブースおよび返却口において③来館者看視・対応を担う展示看視員（2～6名）のうちの1～2名が取扱うとする考え方であっても差し支えございませんでしょうか。	露出展示の看視員が対応にあたらない、会場の看視員が無人とならないなど、看視に支障のない範囲で可とします。
38	利用料金（観覧料等）徴収・収納	112	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		「現金による利用料金（観覧料等）の予定額が年間 30,000 千円を超える場合は、滋賀県財務規則第 64 条第 2 項の規定により、原則として毎日の収納金について即日またはその翌日に、当該収納金を県に納付するものとする。」とあります。このため日々の県指定金融機関への納付業務を予見しておく必要がありますが防犯面でのリスクも予見しておく必要があります。県の見込みとして年間 30,000 千円を超える頻度はどれ位想定されていますでしょうか。	基本計画における想定年間利用料金（観覧料等）は約 20,000千円で、30,000千円未満の見込みです。ご質問の箇所は、制度的な条件を記載したものです。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
39	キッズルーム運用	114	第5	2	(6)	ウ	(イ)			キッズルーム運用について、「託児」を含むサービスを提供する場合は利用者から料金徴収を行ってもよろしいでしょうか。	可とします。
40	ミュージアムショップの運営 飲食の提供	118 120	第6	2	(1) (2)	ウ	(イ)			その他業務となるミュージアムショップ、カフェ等飲食提供業務の営業時間についてはいずれも「開館時間の範囲」(9:30~17:00)とし、原則として開館時間外の営業については行えないこととなっていますが、閉館後の他のゾーン(保管・収集部門や調査・研究部門)とのセキュリティライン設定並びに運営者、警備業務者による利用客や施設管理等のその他業務施設の運営上のルールを定めることで開館時間外での営業を認めていただくことは可能でしょうか。	県と協議の上で、可とします。
41	ミュージアムショップの運営 要求事項	118	第6	2	(1)	ウ	(イ)			「営業時間については、開館時間の範囲とし、原則として開館時間外の営業については行うことはできない。」とありますが、これは県と協議の上でイベント時など例外的に開館時間外で営業することを妨げるものではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	事業期間終了時の 自由提案施設の取 扱い	122	第6	2	(3)	イ	(ウ)			事業期間終了時の自主事業の取り扱いの定めがありますが自主事業が来館者にとって好評かつ来館動機の一つとなった場合、PFI事業終了においても独立採算事業として県と別段の定めもしくは契約を締結の上、自主事業の継続の可能性はありますでしょうか。 また、ショップ、カフェ等飲食提供の定めにおきましては事業期間終了時の取り扱いの定めが記載がございませんが、上記の主旨にてPFI事業終了以降でのショップ、カフェ事業の継続の可能性の有無についてご教示下さい。	原則、不可の方向です。ただし、要求水準書_第1_14_エの文化観光等業務等の引継ぎにおける協議事項とすることは可とします。
43	ミュージアムショップの運営 要求事項 運営	120	第6	2	(2)	ウ	(イ)			「営業時間については、開館時間の範囲とし、原則として開館時間外の営業については行うことはできない。」とありますが、これは県と協議の上でイベント時など例外的に開館時間外で営業することを妨げるものではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
44	付属資料4	収集・保存部門	5								諸室リストにおけるガス消火設備欄において、収蔵庫前室および点検室、燻蒸室に○となっておりますが、これら諸室については、屋内消火栓消火器で計画することは可能でしょうか。	燻蒸室は可とします。収蔵庫前室、点検室は原文のとおりとします。要求水準書付属資料4 諸室リストを修正します。
45	付属資料13	資材室 19 データロ ガー	1	19							資材室 データロガー10台（予備含む）には壁面展示ケースに設置するデータロガーが含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	付属資料13	資材室 70 展示台 (ミュージア ム仕様)	2		70						70展示台（H200×W1500×D1000）に何を展示されるのかご教示ください。	主に立像の彫刻を想定しています。
47	付属資料13	資材室 83 展示台 (ミュージア ム仕様)	3		83						83展示台（H200×W1900×D1900）は、壁面ケースにいれず露出展示で使うとの理解でよろしいでしょうか？	主に露出展示を想定しています。
48	付属資料13	研究室 9 ロッカー	3								「在籍する研究員の人数分（中略）ロッカーを確保する」とありますが、「更衣室」にロッカーを集約すれば、研究室にはロッカーを置かなくてよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	付属資料13	研究室 11 ワークス テーションPC	3								「共用PCとして2～3台設置する」とありますが、それら専用の机及び椅子は見込む必要があるでしょうか。	共用PC1台につき、必ずしも専用の机、椅子を整備する必要はありません。例えば共用PC2～3台をサイズの大きいデスクやテーブル1台にまとめて設置する計画は可とします。ただし、使い勝手の良い計画としてください。事業者の提案に応じて、数量など適切にお見込みください。
50	付属資料13	資料室 18 集密書架	3								集密書架（将来増設分を除く）の最低限必要な収納量（ファイルメーター）をご提示ください。	お示しできる数量はありません。
51	付属資料13	事務室 8 ロッカー	4								「在籍する事務員の人数分（中略）ロッカーを確保する」とありますが、「更衣室」にロッカーを集約すれば、事務室内にはロッカーを置かなくてよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	付属資料13	事務室 10 ワークス テーションPC	4								「共用PCとして1～2台設置する」とありますが、それら専用の机及び椅子は見込む必要があるでしょうか。	No. 49をご参照ください。
53	付属資料17	舍利供養につ いて	1		1						「現在の琵琶湖文化館からの取り外し、運搬、（仮称）新・琵琶湖文化館への取り付けは県で実施する」とありますが、本施設への取付に際して、建物に対する工事等が必要となった場合は、県の負担にて別途業者が実施する、または事業者で実施する場合は、当該費用は県が負担する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
54	付属資料22	必要事項									「・館内上映用に、春夏秋冬にあわせるなど、全4番組制作し、上映すること。」との記載がありますが、番組数や内容は変更して提案することは可能でしょうか。また、企画展や特別展のために新たに映像を制作する場合、別途、貴県がご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	番組数の増および内容の変更は認めますが、番組数を減少させる変更は不可とします。 後段はご理解のとおりです。
55	付属資料23	広報									広報 収蔵品データベースに英語が必要と記載ありますが、公開する資料のみの翻訳の認識でよろしいでしょうか。 その場合の想定公表点数をご教示ください。	前段はご理解のとおりです。 公表数は1,000件から2,000件です。
56	参考資料2	収蔵品データベースのコンテンツ数	①	②							参考資料2に運用開始までに新規入力する情報として「既刊の琵琶湖文化館図録およびパンフレット（美術工芸民俗分野）掲載の収蔵品出品情報」との記載がありますが、図録が手に入らず、新規入力する情報の数量がわかりませんので、「①既存デジタルデータ（エクセル・画像ファイル）」と「②運用開始までに新規入力する情報」合わせて、入力する情報の数量・点数を具体的に教えて頂けないでしょうか。	数量は参考資料2の範囲でご想定ください。 なお、参考資料2「②運用開始までに新規入力する情報」の収蔵品出品情報について、収蔵品データベース上で該当するフィールド項目は、付属資料19の別紙1（1）1「i 館蔵品」「ii 社寺・団体寄託品」「iii 個人寄託品」に掲げるうちの「展示履歴」、および「3 展覧会情報」に記載の項目を想定しています。

■様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
57	提出書類の作成・提出に関する留意事項	5	第1	1						「なお、副本のうち1部は製本せずクリアファイル等に入れて提出すること」とありますが、製本したものと同様に(3)～(11) ※ (10) は除くの区分ごとの提出方法にならない、クリップ等で留め各クリアファイルに入れるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	入札参加関連の提出書類の提出方法共通事項	10	第3	1						「CD-ROMを1部提出すること」とありますが、データサイズがCD-ROMの保存容量を超過した場合、DVD-ROMでの提出も可能でしょうか。	可とします。
59	様式7-2～4 様式8-2～8 様式9-2～8 様式10-1	45	他							様式7-2～4、様式8-2～8、様式9-2～8、様式10-1において、③実施方法・実施体制に「業務担当者の配置について、従事期間別の配置人数、シフト、担当する役割、配置する担当者の能力・経験を記載すること。」とあります。配置の考え方によっては同じ内容を複数か所に記載する状況になるため、各様式においてまとめていずれかに記すことは可能でしょうか。また、特に様式7系・開館準備期間期においては、配置の考え方によってはシフトの提示が一様でなく難しいと考えますが、シフトの記載については任意または常勤・非常勤を分かればよいとしていただけないでしょうか。シフト提示についての考えをお聞かせください。	提案様式への記載はご提案によります。
60	様式4-4 基礎審査リスト				(1)					(4)開館準備に関する事項のうち、項目「業務提供時間」について、確認事項として「業務区分ごとに業務提供時間帯を設定している。」とあります。開館準備期間中において維持管理業務以外は来館者対応がオープニング式典等以外あまり想定されないことや、企画検討準備の勤務時間をはじめ業務提供時間帯を設定し提示することが困難と考えます。移転業務・文化観光等業務に関しては除外で良いでしょうか。ご趣旨をお聞かせください。	基礎審査リストの当該項目については修正します。
61	様式5-8 損益計算書 キャッシュフロー 計算書 貸借対照表				(1)					営業費用の項目に光熱水費や法人税等の項目に令和元年10月より新設された特別法人事業税など不足している項目は事業者にて追加してよろしいでしょうか。	提案様式の項目は様式集の記載を原則とし、必要に応じて追加・細分化することは構いません。

■様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
62	様式5-8(2)キャッシュフロー計算書									キャッシュ・イン項目のうち「税引後当期利益」の項目がございますが、これは、キャッシュ・アウト項目も含まれてしまう構成（間接法）かと存じます。 収入項目と支出項目を明確にするために、例えば「税引後当期利益」の表記を「サービス購入料」等の表記に変更することにより、直接法での計上とすることは可能でしょうか？ また、必要に応じて業者側で適宜様式の項目の表記を変更させていただくことは可能でしょうか。	前段については可とします。 後段についてはNo. 61をご参照ください。
63	様式5-11 開館準備業務に係る費用									開館準備業務が開始する令和7年4月以降のSPC諸経費は開館準備業務に係る費用の「その他費用」に計上されるとの認識でよろしいでしょうか。それとも引渡までは施設整備業務に係る費用、引渡から供用開始までは開館準備業務に係る費用に分けて計上されるとの認識でしょうか。	いずれも可とします。
64	様式5-12 維持管理・文化観光等業務に係る費用				(1)					光熱水費の項目がございませんが、記載は不要との認識で宜しいでしょうか。	施設貸出業務に係る費用に含む、もしくは光熱水費の項目を追加の上、計上してください。なお、様式5-8(1)についても同様です。
65	様式5-13 サービス対価の内訳書				(1)					事業契約書別紙1を踏まえると、サービス対価Aの「支払時期（請求年月日）」に記載の日付は貴県から事業者へのサービス対価の支払日と読み取れ、一方でサービス対価B、C、Dの「支払時期（請求年月日）」に記載の日付は事業者が貴県へ請求する年月と読み取れますが、その認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、サービス対価B、C、Dについては請求月に支払う予定です。
66	様式8-7 植栽管理業務									植栽管理業務に関する提案書の記載内容にて、「収蔵環境への配慮」がございますが、具体的にどのようなことを想定しておりますでしょうか。	提案書の記載内容をご提案によりますが、文化財の搬出入に妨げとならないことや除草剤の利用については留意いただくことを想定しています。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
67	契約の保証	7	第11条	1	(5)					履行保証保険契約の場合、保険加入の対象となる業務は、建設業務、設計業務、工事監理業務との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書案第11条第1項記載のとおり、契約保証金は施設整備業務の履行を保証するためのものです。従って、契約保証金に代わる履行保証保険の保証の対象は施設整備業務であり、要求水準書第2に記載される業務の全てが対象となります。
68	管理業務の内容	25	第54条							文化観光等業務の集客業務での集客イベントは事業者がその料金を徴収し、収入とすることができますが、当該業務も指定管理者としての業務に含まれますでしょうか？その場合、イベント料金は条例に基づき設定されるとの認識ですが、条例での設定金額は事業者の提案内容に応じて設定されるということでしょうか。	文化観光等業務の（3）集客業務は、同業務の実施に伴う講堂等の利用料金の徴収を除き事業契約書案第54条の「管理業務」には該当しないため、条例により料金を定めることはありません。
69	保険の付保	26	第56条	3						保険付保を証する書類とは、「証券の写し」で良いと考えてよろしいでしょうか。	保険加入について保険証券の提示により発注者の確認を受ける場合は、保険証券の原本を提示し、写しを提出してください。
70	維持管理等業務に関する第三者の使用	27	第61条							維持管理等業務に当たる者以外の第三者とは、構成企業および協力企業以外の第三者と認識してよろしいでしょうか。	「維持管理等業務に当たる者」については、第2条第4号の定義をご参照ください。なお、この定義に該当しない者は、たとえ構成企業や協力企業であっても、「維持管理等業務に当たる者以外の第三者」に該当します。
71	区分経理	32	第78条							「事業者は、維持管理等業務に係る収入および支出について、指定管理者としての業務に係る経理とその他業務に可克経理を区分して整理」とございます。指定管理者としての業務とは維持管理業務及び文化観光等業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。	指定管理者としての業務については、事業契約書案第54条をご参照ください。発注者としては、維持管理業務、及び文化観光等業務のうちの施設貸出業務が指定管理者としての業務に該当すると考えています。
72	本施設の維持管理	34	第84条							第1回質疑回答N0121では、入札時に事業終了後30年間の修繕計画を提出するよう読み取れますが、事業契約書には10年経過時の作成・終了1年前の時点修正とあります。事業期間終了後30年の長期修繕計画は入札提案時には不要と考えてよろしいでしょうか。	事業期間終了後の長期修繕計画（30年間）については、参考として様式8-4にて作成し、入札提案時に提出してください。事業契約締結後は、施設計画に基づき再度策定のうえ、業務計画書に記載し、維持管理業務開始3か月前までに提出してください。事業契約書を修正します。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	条	項	号	(か)	数	英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	(ア)	①	a		
73	本施設の引渡し後の解除	44	第112条	4						事業終了前検査において必要となった修繕・更新費用の負担に関する但し書きについて、「維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないとみとめられるものについて」とは、日々の管理業務に関して善管注意義務を果たしていた場合も含まれると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書案第112条第4項ただし書きの「この契約等に定める維持管理の方法によっても発生がやむを得ないと認められる」かどうかは、この契約等にある業務仕様等の記載と本施設の内容から客観的に判断されるものであって、事業者の業務履行の態様により判断が左右されるものではありません。
74	サービス購入料E	57	別紙1	2	(4)					サービス購入料Eの計算方法について、講堂・研修室の利用に係る光熱水費は一旦除外し、その内貴県利用分に係る光熱水費を調整額としてサービス購入料Eに算入するという理解でよろしいでしょうか。	年度毎の支払総額の考え方はご理解のとおりです。講堂等の利用に係る光熱水費はサービス対価の対象外としますが、サービス購入料Eの調整額は①基準額に対する実績額の差額、②県の講堂等の利用に係る光熱水費の合計により算出します。
75	改定の手続き	62	別紙1	4	(3)	ウ				6月末までに評価の根拠となる資料を添付する旨の記載がありますが、従来の確定指数（旧確報値）が定まるのは6月下旬と想定され期間が短いと存じます。「●月●日に確認できる指数」とするなど確認する時期を具体化いただけませんか。	原案のとおりとしますが、確認日は実施段階で県と事業者の協議により定めるものとします。

■入札説明書等に関する質問および意見（第1回）への回答、および競争的対話の実施結果に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字			
			1	No.	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
76	入札説明書等に関する質問および意見（第1回）への回答	No.88 講堂	17	88								入札説明書等に関する質問(第1回)No.88において、「講堂の要求面積に前室、映像・音響室、椅子収納スペースは含まない」旨のご回答がございました。研修室についても、手洗い場、映像・音響設備、倉庫に関する面積は同様の考え方として差し支えないでしょうか。	構いません。
77	入札説明書等に関する質問および意見（第1回）への回答	No.157 インフォメーション・ラーニングゾーン運営	29	157								第1回質問への回答No157の貴県ご回答から事業者が集客イベント時に講堂等を利用する場合も利用料金を支払うと理解いたしました。この場合、講堂等の利用料金は事業者の収入となることから、自己取引になるかと存じます。事業者利用の場合の料金收受、収入計上の考え方をご教示いただけますでしょうか。	利用料金収入および営業費用に計上してください。
78	入札説明書等に関する質問および意見（第1回）への回答	No.178 SNSの露出状況の確認・分析	33	178								第一回質問回答p33質問no.178の回答に「事業者は、SNSにおける本施設（本施設で行われる展覧会・イベント等を含む。）に関する記事・投稿等の意見等について、炎上等の発生リスクがないかの日常的モニタリング、及び、実施している展示やイベントの露出状況や県による広報施策の評価などについて、マーケティングの観点からの確認・分析を行ってください。」とありますが、万が一炎上等の事象が発生した場合、県にて表現修正や対応方針を示していただき、それに合わせてウェブ更新をする認識でよいでしょうか。広報に関するリスク対応の考え方についてご教示ください。	ご理解のとおりです。万が一炎上等が発生した時の対応やリスク分担は県とします。
79	入札説明書等に関する質問および意見（第1回）への回答	No.178 SNSの露出状況の確認・分析	33	178								第一回質問回答p33質問no.178の回答に「ご理解のとおりです。事業者は、SNSにおける本施設（本施設で行われる展覧会・イベント等を含む。）に関する記事・投稿等の意見等について、炎上等の発生リスクがないかの日常的モニタリング、及び、実施している展示やイベントの露出状況や県による広報施策の評価などについて、マーケティングの観点からの確認・分析を行ってください。」とありますが、事業者はマーケティングの観点からアドバイス・提案を県に行う程度という理解で宜しいでしょうか。また、万が一炎上等が発生した時の対応やリスク分担は県という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	入札説明書等に関する質問および意見（第1回）への回答	No.209 付属資料13 機械室	38	209								質疑回答にて「機械室97設備用高所作業台は全館共通No.3設備用高所作業台と兼ねられて、合計1台としても問題ない」趣旨の回答文がありますが、資材室36高所作業台1台も同様に全館共通N03設備用高所作業台と兼ねられると解釈でよろしいでしょうか。	兼用が難しいため、不可とします。

■入札説明書等に関する質問および意見（第1回）への回答、および競争的対話の実施結果に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字			
			1	No.	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
81	競争的対話の実施結果	No. 17 巡回・常駐警備	4	17								先日の対話で、火災時の初動の遅れによる収蔵品損傷の懸念から、夜間有人警備の緩和は認められませんでした。開館準備期間中の収蔵品搬入前の期間につき、有人警備の時間帯は事業者提案として頂く事は可能でしょうか。	可とします。

■入札説明書に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
82	県が支払うサービス対価	4		2	(9)	ア	(ア)			要求水準案公表から応札日までに、従来の想定以上の物価上昇となっております。このままでは応札が困難であることも考えられるため、建設費相当分については入札公告から、応札日までの上昇分相応の予定価格の追加を考慮いただけませんか。	原文のとおりとします。
83	開館準備・維持管理・文化観光等に係る光熱水費	5		2	(9)	ア	(オ)			開館準備・維持管理・文化観光等に係る光熱水費については、実費精算とすることになっており、入札提案時に参考値として33,100,000円(税抜)/年間・総額496,500,000円を見込むことになっていますが、本項目の参考値を例えば年間22,100,000円(税抜)とする等、少しでも減額いただいた上で、予定価格を据え置くこととしていただけないでしょうか。入札公告から応札時までの物価上昇もあり、予定価格内での応札が非常に困難な状況であるため。	不可とします。